

株 主 各 位

名古屋市港区いろは町1丁目23番地

**日東エフシー株式会社**

代表取締役社長 渡 邊 要

## 第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年12月17日（木曜日）午後5時20分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年12月18日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区正木三丁目7番15号  
金山プラザホテル  
（名古屋金山研修センター・ゼミナールプラザ4階会議室）
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項
  1. 第64期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）  
事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
  2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
決 議 事 項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額設定の件
  - 第6号議案 監査等委員である取締役報酬額設定の件
  - 第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
  - 第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nittofc.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済政策・金融緩和の効果により、企業収益・雇用環境の改善など緩やかな持ち直しの傾向がみられるものの、中国をはじめとした新興国の景気減速への警戒感もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

肥料業界におきましては、農産物の生産コストの見直しや耕作面積の縮小などから肥料の国内需要は減少傾向が続き、価格面では年2回肥料価格の改定を行う2期制により農家は価格動向に敏感となっており、その変動が需要動向に影響しております。

このような状況のもと、主力の肥料事業におきましては、政府の推進する「農地の集約・大規模化」に対応した直播栽培用肥料の開発・提案、さらに、これらに係わる技術指導を行う等、積極的に営業活動を推進してまいりました。

商社事業におきましては、国際市況、国内需要動向や外国為替変動等を注視しつつ受注の拡大に努めるとともに、輸入コストの低減など経費圧縮を図ってまいりました。

不動産賃貸事業におきましては、所有している賃貸物件ごとの収益性や稼働率の向上を図り、その他事業ではホテル・運送・倉庫の各部門とも稼働率や顧客サービスの向上等により収益力の強化を図ってまいりました。なお、新規参入の太陽光発電事業につきましては、当初の予定通り平成27年1月より売電を開始いたしました。

この結果、当連結会計年度における連結売上高は174億98百万円（前期比0.3%減）、営業利益は20億99百万円（前期比10.3%減）、経常利益は23億38百万円（前期比18.1%減）、当期純利益は17億53百万円（前期比3.3%減）となりました。

また、当社は平成27年8月26日に東京証券取引所及び名古屋証券取引所市場第一部に上場いたしました。

これもひとえに、株主の皆様をはじめ関係各位のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

今後も、さらなる企業価値の向上に努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

## (2) 事業別の概況

### 事業区分別売上高

期 別 事業区分	第 63 期 平成26年 9 月期	第 64 期 (当連結会計年度) 平成27年 9 月期	前期比増減(△は減)	
			金額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
肥 料 事 業	11,792	11,626	△165	△1.4
商 社 事 業	3,976	4,024	47	1.2
不動産賃貸事業	1,360	1,420	60	4.4
そ の 他 事 業	706	696	△10	△1.5
消 去	△285	△269	15	5.5
合 計	17,550	17,498	△51	△0.3

#### (肥料事業)

前期並みの売上を確保し、売上高116億26百万円（前期比1.4%減）となりました。

#### (商社事業)

増収となり、売上高40億24百万円（前期比1.2%増）となりました。

#### (不動産賃貸事業)

前期に完成したNFC名駅ビルが当期は通期で業績に寄与し、売上高14億20百万円（前期比4.4%増）となりました。

#### (その他事業)

ホテル・運送・倉庫の各事業ともに稼働率の改善と経費削減による収益性の向上に努めました。その他事業全体では、売上高6億96百万円（前期比1.5%減）となりました。

## (3) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、3億57百万円であり、全て自己資金をもって充ちいたしました。

#### (4) 財産及び損益の状況

##### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別			
	第 61 期 平成24年 9 月期	第 62 期 平成25年 9 月期	第 63 期 平成26年 9 月期	第 64 期 (当連結会計年度) 平成27年 9 月期
売 上 高 (百万円)	17,213	18,436	17,550	17,498
経 常 利 益 (百万円)	2,559	3,075	2,854	2,338
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△109	1,906	1,812	1,753
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	△4円13銭	72円71銭	71円11銭	69円76銭
総 資 産 (百万円)	43,566	44,583	45,074	46,318
純 資 産 (百万円)	37,561	39,095	39,904	41,058
1株当たり純資産額	1,416円66銭	1,495円92銭	1,587円84銭	1,633円76銭

##### ②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別			
	第 61 期 平成24年 9 月期	第 62 期 平成25年 9 月期	第 63 期 平成26年 9 月期	第 64 期 ( 当 期 ) 平成27年 9 月期
売 上 高 (百万円)	12,437	12,682	12,652	12,503
経 常 利 益 (百万円)	2,222	2,492	2,506	1,994
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△181	1,631	1,681	1,633
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	△6円84銭	62円23銭	65円98銭	65円01銭
総 資 産 (百万円)	39,196	39,766	40,257	41,281
純 資 産 (百万円)	33,620	34,838	35,532	36,538
1株当たり純資産額	1,268円01銭	1,333円04銭	1,413円86銭	1,453円91銭

## (5) 対処すべき課題

本年10月に大筋合意となったTPP（環太平洋経済連携協定）により、我が国は多くの農産物に対して関税撤廃となる見込みで、国内農業を取り巻く環境は一層不透明感が増しております。

このような状況のもと、国内農業の競争力強化のため、政府は「日本再興戦略」に基づいた、担い手への農地集積による規模の拡大と、6次産業化など攻めの農業への支援策に加え、TPP発効を見据えた「総合的なTPP関連政策大綱（仮称）」を策定する予定となっており、国内農業への施策は大きな転換点を迎えております。

肥料事業におきましては、肥料の安定供給はもとより、国内農業の再生・発展に寄与するものとして、大規模農業向けの機能性商品や技術指導により、拡売を目指します。

製造に関しては、自社設計に基づく製造設備の改善・更新を通じて生産の効率性をさらに高め、安全と環境に配慮した適正な品質管理のもと、製造コストの低減を追求していきます。また、農業生産者のニーズを把握し、確かな品質と経済性を備えた新製品を開発することで、着実に競争力を高め、業績の向上を目指してまいります。

商社事業におきましては、化学品部門、アグリ部門のいずれも、安定供給に努めるとともに、新たな収益機会の創出を念頭に業容の拡大に努めてまいります。

不動産賃貸事業におきましては、事業基盤の整備に努めておりますが、今後も長期的展望に立って所在地の分散にも配慮のうえ、優良物件の取得に取り組むなど、収益基盤の安定を図る所存です。なお、新規参入の太陽光発電事業についても、当初の計画どおり順調に推移しております。

また、その他事業におきましては、長期的視点での収益貢献の観点より、各部門の事業基盤の整備を進めてまいります。

さらなる事業の進展に向けて、グループ一丸となって努力する所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況 (平成27年9月30日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
協 同 肥 料 株 式 会 社	310百万円	100.00%	肥 料 の 製 造 販 売
北 海 道 肥 料 株 式 会 社	310	100.00	肥 料 の 製 造 販 売
中 日 本 肥 料 株 式 会 社	36	100.00	肥 料 の 製 造 販 売
丸 菱 肥 料 株 式 会 社	20	100.00	肥 料 の 製 造 販 売
新 東 化 学 工 業 株 式 会 社	11	100.00	肥 料 の 製 造 販 売
明 京 商 事 株 式 会 社	60	100.00	肥 料 ・ 化 学 品 の 輸 入 販 売
日 東 運 輸 倉 庫 株 式 会 社	40	100.00	一 般 貨 物 の 運 送
名 京 倉 庫 株 式 会 社	30	100.00	一 般 貨 物 の 保 管 荷 役

(7) 主要な事業内容 (平成27年9月30日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
肥 料 事 業	複 合 肥 料 (化成肥料、配合肥料、ペレット肥料、液体肥料、水耕栽培専用肥料) りん酸質肥料 (過りん酸石灰) 商 品 (転売用原料) そ の 他 (土壌改良資材、融雪剤、人工床土、園芸資材)
商 社 事 業	肥料・工業用原材料等の輸入販売
不 動 産 賃 貸 事 業	オフィスビル、ショッピングセンター、倉庫、店舗、駐車場
そ の 他 事 業	ホ テ ル 事 業 (ビジネスホテルの運営) 運 送 事 業 (肥料事業及び一般貨物の運送業務) 倉 庫 事 業 (肥料事業及び一般貨物の保管・荷役業務)

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年9月30日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社、名古屋営業所、名古屋工場	名古屋市港区
千葉支店、千葉工場	千葉県市原市
室蘭支店、室蘭工場	北海道室蘭市
苫小牧工場	北海道苫小牧市
天北工場	北海道天塩郡幌延町
金山プラザホテル	名古屋市中区

② 子会社

会 社 名	所 在 地	事 業 区 分
協同肥料株式会社	名古屋市港区	肥料事業
北海道肥料株式会社	北海道室蘭市	肥料事業
明京商事株式会社	東京都千代田区	商社事業
日東運輸倉庫株式会社	名古屋市港区	その他事業
名京倉庫株式会社	愛知県海部郡飛島村	その他事業

(9) 従業員の状況（平成27年9月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
肥 料 事 業	227名	12名減
商 社 事 業	12名	1名減
不 動 産 賃 貸 事 業	10名	1名増
そ の 他 事 業	28名	2名減
全 社	30名	増減なし
合 計	307名	14名減

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員38名（嘱託契約の従業員、パートタイマー及びアルバイトの年間平均人員）は含まれておりません。

## ② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	209名	11名減	38.8歳	15.3年
女 性	37名	増減なし	37.2歳	13.6年
合計又は平均	246名	11名減	38.6歳	15.0年

(注) 従業員数は就業人員数であり、他社への出向者12名、臨時従業員25名（嘱託契約の従業員、パートタイマー及びアルバイトの年間平均人員）は含まれておりません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 29,201,735株  
 (うち自己株式 4,070,346株)  
 (3) 株 主 数 4,314名  
 (前期末比 469名減)

### (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ワタカネルーツ株式会社	3,300千株	13.13%
渡辺商事株式会社	2,016	8.02
株式会社 A. 1	1,790	7.12
東邦総合サービス株式会社	1,210	4.81
日本生命保険相互会社	970	3.86
渡 邊 要	849	3.37
渡 邊 浩 史	705	2.80
三井物産株式会社	556	2.21
三井住友海上火災保険株式会社	533	2.12
渡 邊 孝 司	521	2.07

(注) 持株比率は自己株式（4,070,346株）を控除して計算しております。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 邊 要	中日本肥料株式会社 代表取締役 丸菱肥料株式会社 代表取締役 新東化学工業株式会社 代表取締役 明京商事株式会社 代表取締役
常 務 取 締 役	水 谷 勇	不動産事業部長 日東運輸倉庫株式会社 代表取締役
常 務 取 締 役	後 藤 浩	製造本部長
取 締 役	脇 田 定 彦	営業本部長
取 締 役	寺 嶋 隆	業務部長
取 締 役	武 田 聡	経理部長
取 締 役	倉 知 保 政	総務部長
取 締 役	川 邊 宣 文	関東北事業部長兼千葉支店長
取 締 役	伊 藤 彰 夫	アタックス税理士法人社員国際部部长
常 勤 監 査 役	佐 藤 秀 夫	
監 査 役	林 茂 彦	
監 査 役	森 川 利 政	

- (注) 1. 取締役伊藤彰夫氏は、社外取締役であり、また、当社は同氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役佐藤秀夫氏、監査役林茂彦氏は、社外監査役であり、また、当社は両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役佐藤秀夫氏、監査役林茂彦氏は、長年にわたる金融機関での業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役伊藤彰夫氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任につき法令が規定する限度額まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 9名 114,779千円（うち社外取締役 1名 2,250千円）

監査役 3名 9,050千円（うち社外監査役 2名 7,750千円）

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額45,000千円は含まれておりません。
2. 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額15,559千円を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年12月21日開催の第56回定時株主総会において年額240,000千円以内と決議いただいております。（使用人兼務取締役の使用人としての給与は含みません。）
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年12月21日開催の第56回定時株主総会において年額24,000千円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	伊藤彰夫	就任後開催の取締役会14回のうち13回に出席し、幅広い見識から適宜発言を行っております。
常勤監査役	佐藤秀夫	当事業年度開催の取締役会18回、監査役会18回の全てに出席し、幅広い見識から適宜発言を行っております。
監 査 役	林 茂彦	当事業年度開催の取締役会18回のうち16回、監査役会18回のうち17回に出席し、幅広い見識から適宜発言を行っております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 21,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
21,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や職務執行状況などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意により会計監査人を解任する方針です。

この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

また、監査役会は、会計監査人の業務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案し、職務を適切に遂行する事が困難であると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出することを決定する方針です。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として決議した内部統制システムの基本方針は、以下のとおりであります。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は業務執行全般について、各業務に関する管理規程を設け、これを内部監査により補完してコンプライアンスの確保に努め、金融商品取引法に対応するため内部統制監査を実施しております。

取締役会及び経営会議など社長を議長とする重要会議において、コンプライアンス及びリスク管理に関する案件を審議することにより取締役全体の意識を高めたうえ、各取締役が統括する部門においてはコンプライアンス・ガイドラインをもとに、所属する当社グループの構成員の啓発に努めるとともに、報告・連絡・相談励行規程などにより情報を共有しております。また当社グループにおける問題の相談窓口は内部通報制度運用規程で社内は総務部または監査役、社外は弁護士事務所としております。

#### ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、創業から間もなく伊勢湾台風という大災害に被災した経験から、リスクの分散を図るため、関東、北海道へと拠点を設け全国3工場体制を取り、各工場ともに、名古屋には本社機能を有し、千葉、室蘭には各支店を併設して、工場と事務管理、営業の機能が緊密なあらゆる問題に機動的に対応できる体制としており、情報システムにつきましても、当社グループ全体のシステムを当社の室蘭支店にてシステム一式をバックアップすることで、災害時の迅速な代替稼働が可能となっております。また、経理面においては、各部門による自律的な管理を基本としつつも、当社の経理部がグループ全体の管理を実施しております。

当社は、本社製造本部が各工場における環境面、安全衛生面を管理しており、各工場では、安全管理者、衛生管理者が安全衛生の業務に就き、毎月開催する安全衛生委員会において、問題点の改善に努力するとともに、事故に際しては、関係者よりレポートを提出させ、全工場へ回覧及び必要な措置を講ずるなど再発の防止に努めております。

有事においては、緊急事態対応措置規程より社長を統括責任者とする緊急対策本部を設置して危機管理に当たることとし、平時においては、各部門においてそれぞれの有するリスクを洗い出し、対策に取り組んでおります。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催して重要事項を決定し、併せて取締役の業務執行状況を報告させることにより相互の監督等を実施しております。

取締役会の機能をより強化し経営効率の向上を図るため、社長以下業務執行取締役及び常勤監査役をメンバーとする経営会議を毎月開催し、経営計画の予実管理、業務執行の基本的事項に係る意思決定を機動的に実施し、重要な案件については十分に議論しております。

業務の運営については、将来の事業環境を見据えた年度予算を策定し、当社グループ全社の目標を設定のうえ各社において、その目標達成に向け具体策を立案し実行しております。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき文書等を保存するとともに、情報の管理については、個人情報保護規程を制定し、情報セキュリティ及び個人情報の保護に努めております。

また、機密情報の漏洩防止対策といたしましては、情報セキュリティ管理規程を制定したうえ、個人用パソコンの社内持込みを禁止し、パソコン監視ソフトによる監視やウィルス対策ソフトを最新のものに更新するとともに、機密情報の漏洩防止の誓約書を当社グループ構成員全員から取得しております。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループを構成する各社の社長及び実務担当者を構成員とし、当社社長を議長とする関係会社社長連絡会議や子会社の取締役会を毎月開催し、経営状況の報告と懸案事項の検討を実施しております。

また、関係会社管理部署を経営企画部と定め、各社における業務執行状況の報告を求め、重要事項については稟議書を提出して当社社長の決裁を得させるものとし、当社の取締役会に毎月の状況を報告して必要事項を承認のうえ、定期的に内部監査を実施することによりその適正を確保するなど、グループ各社において、法令遵守及びリスク管理の内部管理体制を構築しております。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人

監査役の職務を補助すべき使用人が必要なときは、監査役の業務補助のため独立性を確保した監査役スタッフを置くものとし、その人事については取締役と監査役が意見を交換することとしております。

⑦ 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告します。また、その報告をしたことによって不利益な取扱いを受けないことを規定しております。

監査役は、取締役会に出席して意見を述べるほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議、関係会社社長連絡会議など重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役又は使用人に説明を求めています。また、監査にかかる費用の請求にも応じることであります。

更に監査役は、定期的に当社社長と意見交換会を実施するとともに、当社会計監査人であります有限責任監査法人トーマツから会計監査の内容について説明を受け、情報を交換するなどの連携を図るとともに、有限責任監査法人トーマツ及び内部監査部門との三様監査での情報交換を行い、常に連絡を密にし、監査の実効を上げるべく努めております。

#### ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

反社会的勢力排除の体制については、反社会的勢力対応規程により反社会的勢力に対し利益供与を排するなどいかなる関係も持たないことを明確にし、情報収集に努め毅然とした態度により対応することとしております。反社会的勢力への対応部門は総務部とし、経営企画部や警察を含む外部専門機関とも連携して組織的に対応しております。

当社グループが反社会的勢力との取引を未然に防ぐため、反社会的勢力対応規程及びマニュアルより取引開始前に取引先が反社会的勢力でないかの確認をしております。また万が一反社会的勢力であったと判明した場合は直ちに契約を解除できるよう契約書に「反社会的勢力との関係排除、契約解除」事項の明記、または「反社会的勢力排除に関する覚書」の締結を推進しております。

### (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループではコンプライアンス・ガイドラインを全員に所持させるとともに、コンプライアンス勉強会を定期的の実施しております。また、反社会的勢力の排除に向けては実際の対応マニュアルを整備しており、当社グループとして組織的な対応を周知徹底しております。

自然災害時など緊急時の対策としては、定期的に避難訓練を実施したうえで、サバイバルカードを全員に配布し、災害時の対応を周知徹底しております。また、情報システムについては停電時の対応として予備電源によるシステム起動や、バックアップシステムへの切替テストを実施しております。

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況の確認及び業務監査は内部監査室が担当しており、実施ならびに改善につなげています。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当については、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として位置付けており、将来の事業展開と経営体質の強化のために内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、平成27年11月12日開催の取締役会において、東京証券取引所及び名古屋証券取引所第一部銘柄指定記念配当2円を加え1株につき12円と決議しております。これにより、1株当たり年間配当金は、中間配当10円とあわせて22円となります。

## 連結貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>24,881,172</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,750,182</b>
現金及び預金	9,623,537	支払手形及び買掛金	1,953,434
受取手形及び売掛金	3,973,108	短期借入金	13,733
有価証券	5,201,670	未払金	482,624
商品及び製品	2,498,121	未払法人税等	492,506
仕掛品	199,316	未払消費税等	132,801
原材料及び貯蔵品	3,011,681	賞与引当金	205,437
繰延税金資産	199,226	その他	469,645
その他	176,179	<b>固定負債</b>	<b>1,510,028</b>
貸倒引当金	△1,669	繰延税金負債	464,083
<b>固定資産</b>	<b>21,437,805</b>	退職給付に係る負債	21,410
<b>有形固定資産</b>	<b>16,666,790</b>	役員退職慰労引当金	251,794
建物及び構築物	4,246,854	長期前受収益	207,720
機械装置及び運搬具	632,400	その他	565,020
土地	11,727,174	<b>負債合計</b>	<b>5,260,211</b>
建設仮勘定	11,570	<b>(純資産の部)</b>	
その他	48,790	<b>株主資本</b>	<b>40,544,565</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>545,367</b>	資本金	7,410,675
借地権	450,169	資本剰余金	9,100,755
鉱業権	69,447	利益剰余金	26,160,990
その他	25,750	自己株式	△2,127,855
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,225,647</b>	その他の包括利益累計額	<b>514,201</b>
投資有価証券	3,523,364	その他有価証券評価差額金	510,689
長期前払費用	259,300	繰延ヘッジ損益	△3
繰延税金資産	11,825	退職給付に係る調整累計額	3,515
その他	435,075	<b>純資産合計</b>	<b>41,058,766</b>
貸倒引当金	△3,917	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>46,318,978</b>
<b>資産合計</b>	<b>46,318,978</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書

(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		17,498,253
売 上 原 価		13,394,986
売 上 総 利 益		4,103,266
販売費及び一般管理費		2,003,815
営 業 利 益		2,099,451
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	51,318	
そ の 他	323,585	374,903
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	876	
そ の 他	134,672	135,548
経 常 利 益		2,338,806
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	189,681	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	143,252	332,933
税金等調整前当期純利益		2,671,740
法人税、住民税及び事業税	971,906	
法 人 税 等 調 整 額	△53,405	918,501
少数株主損益調整前当期純利益		1,753,239
当 期 純 利 益		1,753,239

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成26年10月1日残高	7,410,675	9,100,755	24,949,942	△2,127,824	39,333,548
会計方針の変更による累積的影響額			△39,562		△39,562
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,410,675	9,100,755	24,910,379	△2,127,824	39,293,986
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△502,628		△502,628
当期純利益			1,753,239		1,753,239
自己株式の取得				△31	△31
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,250,610	△31	1,250,579
平成27年9月30日残高	7,410,675	9,100,755	26,160,990	△2,127,855	40,544,565

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
平成26年10月1日残高	553,611	33,586	△16,146	571,051	39,904,600
会計方針の変更による累積的影響額				—	△39,562
会計方針の変更を反映した当期首残高	553,611	33,586	△16,146	571,051	39,865,037
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当				—	△502,628
当期純利益				—	1,753,239
自己株式の取得				—	△31
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△42,922	△33,590	19,662	△56,850	△56,850
連結会計年度中の変動額合計	△42,922	△33,590	19,662	△56,850	1,193,728
平成27年9月30日残高	510,689	△3	3,515	514,201	41,058,766

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

協同肥料㈱、北海道肥料㈱、中日本肥料㈱、丸菱肥料㈱、新東化学工業㈱、中菱肥料㈱、日東運輸倉庫㈱、名京倉庫㈱、明京商事㈱及び(有)興農社の10社であります。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社は全て持分法を適用しております。当該持分法適用会社は菱東肥料㈱、太陽肥料㈱及び㈱イシカワの3社であります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料及び仕掛品……………総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品……………最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な科目の耐用年数は、建物及び構築物が2～50年、機械装置及び運搬具が2～17年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、定期借地権については賃借期間に応じて均等償却しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の設定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の投資その他の資産の「その他」に含まれます退職給付に係る資産が61,815千円、利益剰余金が39,562千円それぞれ減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	9,923,922千円
機械装置及び運搬具	5,689,348
その他の	291,012
合 計	15,904,283

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 29,201,735株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年11月14日 取締役会	普通株式	251,314	10.00	平成26年9月30日	平成26年12月5日
平成27年4月28日 取締役会	普通株式	251,314	10.00	平成27年3月31日	平成27年6月1日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年11月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	301,576	12.00	平成27年9月30日	平成27年12月4日

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品による運用に限定し、資金調達については輸入取引に係る短期的な資金を連結子会社が銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、商品及び原材料の輸入に係る外貨建債務の為替変動リスクをヘッジするために利用しており、短期的な売買差益を獲得する目的（トレーディング目的）や投機的な取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、各営業部門は取引先の信用状態に関する情報を収集して、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主として、業務上の関係を有する企業の株式や、一時的な資金を運用するための債券、金銭信託及び投資信託であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、有価証券取扱規程における有価証券売買管理細則に従い、資金運用目的の株式を取得しないととも、定期的に保有銘柄の時価や発行体の財務状況等を把握し、また、株式については取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金はそのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。買掛金の一部には商品及び原材料の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替変動リスクにさらされております。当該リスクに関しては、デリバティブ取引を利用して将来の為替変動により円貨での支払額が増加するリスクをヘッジしております。また、営業債務の流動性リスクの管理は、当社グループ各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により行っております。

デリバティブ取引は、外貨建債務及び外貨建予定取引の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、通貨オプション取引及びクーポンスワップ取引であります。デリバティブ取引の実行及びリスク管理は、デリバティブ取引管理規程に基づき行っております。なお、デリバティブ取引については、実需の範囲内とし、投機的な取引は行っておりません。また、デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い大手金融機関であるため、相手方の契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を算定することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません((注2)参照)。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	9,623,537	9,623,537	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,973,108	3,973,108	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	7,098,471	7,098,471	—
資産計	20,695,118	20,695,118	—
(4) 支払手形及び買掛金	1,953,434	1,953,434	—
(5) 短期借入金	13,733	13,733	—
(6) 未払金	482,624	482,624	—
(7) 未払法人税等	492,506	492,506	—
(8) 未払消費税等	132,801	132,801	—
負債計	3,075,100	3,075,100	—
デリバティブ取引(※)	(165,811)	(165,811)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### 負 債

#### (4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金、(7) 未払法人税等、

#### (8) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格を時価としております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額869,669千円)及び匿名組合出資金(連結貸借対照表計上額756,892千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。



### (賃貸等不動産に関する注記)

当社及び一部の連結子会社では、愛知県、岐阜県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設等を保有しております。なお、賃貸オフィスビル、賃貸倉庫の一部については、当社及び連結子会社で使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)			当連結会計年度末の時価 (千円)
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	10,600,388	△1,331,386	9,269,001	9,667,704
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	57,497	△2,334	55,163	230,797

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
2. 当連結会計年度の主な減少は、原宿賃貸物件売却 (1,071,809千円) 及び減価償却費 (232,033千円) であります。  
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額 (指標等を用いて調整を行ったものを含む。) であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する平成27年9月期における損益は、次のとおりであります。

	賃貸収益 (千円)	賃貸費用 (千円)	差額 (千円)	その他損益 (千円)
賃貸等不動産	1,265,401	575,398	690,002	195,497
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	22,700	3,824	18,875	—

(注) 賃貸等不動産のその他損益のうち、主なものは原宿賃貸物件の売却益 (189,681千円) であります。

### (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,633円76銭
- 1株当たり当期純利益 69円76銭

## 貸 借 対 照 表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>21,083,488</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,304,105</b>
現金及び預金	6,907,063	買掛金	1,886,675
受取手形	315,060	未払金	338,520
売掛金	3,076,974	未払費用	39,948
有価証券	5,201,670	未払法人税等	373,258
商品及び製品	1,977,804	前受金	58,996
仕掛品	199,394	前受収益	178,020
原材料及び貯蔵品	3,011,774	賞与引当金	168,214
前払費用	16,368	その他の他	260,469
繰延税金資産	159,573	<b>固定負債</b>	<b>1,438,114</b>
その他	217,964	繰延税金負債	437,659
貸倒引当金	△161	役員退職慰労引当金	228,094
<b>固定資産</b>	<b>20,197,603</b>	長期前受収益	207,720
<b>有形固定資産</b>	<b>15,602,162</b>	その他の他	564,640
建物	3,830,653	<b>負債合計</b>	<b>4,742,219</b>
構築物	329,281	<b>(純資産の部)</b>	
機械及び装置	611,124	<b>株主資本</b>	<b>36,083,579</b>
車両運搬具	11,225	資本金	7,410,675
工具器具備品	46,395	資本剰余金	9,100,755
土地	10,773,482	資本準備金	9,100,600
<b>無形固定資産</b>	<b>540,842</b>	その他資本剰余金	155
借地権	450,169	<b>利益剰余金</b>	<b>21,700,004</b>
鉱業権	69,447	利益準備金	396,033
ソフトウェア	10,335	その他利益剰余金	21,303,971
その他	10,890	土地圧縮積立金	556,133
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,054,597</b>	別途積立金	18,700,000
投資有価証券	2,432,001	繰越利益剰余金	2,047,837
関係会社株式	952,945	<b>自己株式</b>	<b>△2,127,855</b>
長期前払費用	256,674	評価・換算差額等	455,291
その他	413,467	その他有価証券評価差額金	455,291
貸倒引当金	△490	<b>純資産合計</b>	<b>36,538,871</b>
<b>資産合計</b>	<b>41,281,091</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>41,281,091</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,503,196
売 上 原 価		9,849,378
売 上 総 利 益		2,653,817
販売費及び一般管理費		1,268,033
営 業 利 益		1,385,784
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	339,422	
受取手数料	94,800	
そ の 他	301,898	736,121
営 業 外 費 用		
支払利息	135	
そ の 他	127,616	127,752
経 常 利 益		1,994,153
特 別 利 益		
固定資産売却益	189,681	
投資有価証券売却益	143,252	332,933
税引前当期純利益		2,327,087
法人税、住民税及び事業税	748,389	
法人税等調整額	△55,176	693,213
当 期 純 利 益		1,633,874

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					土地圧縮積立金	別途積立金
平成26年10月1日残高	7,410,675	9,100,600	155	396,033	691,326	17,600,000
会計方針の変更による累積的影響額						
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,410,675	9,100,600	155	396,033	691,326	17,600,000
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
土地圧縮積立金の積立					43,207	
土地圧縮積立金の取崩					△178,400	
別途積立金の積立						1,100,000
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△135,192	1,100,000
平成27年9月30日残高	7,410,675	9,100,600	155	396,033	556,133	18,700,000

(単位：千円)

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	
	その他利益剰余金					
	繰越利益剰余金					
平成26年10月1日残高	1,917,305	△2,127,824	34,988,271	512,057	31,875	35,532,204
会計方針の変更による累積的影響額	△35,906		△35,906			△35,906
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,881,399	△2,127,824	34,952,365	512,057	31,875	35,496,298
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△502,628		△502,628			△502,628
当期純利益	1,633,874		1,633,874			1,633,874
自己株式の取得		△31	△31			△31
土地圧縮積立金の積立	△43,207		—			—
土地圧縮積立金の取崩	178,400		—			—
別途積立金の積立	△1,100,000		—			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				△56,765	△31,875	△88,641
事業年度中の変動額合計	166,438	△31	1,131,213	△56,765	△31,875	1,042,572
平成27年9月30日残高	2,047,837	△2,127,855	36,083,579	455,291	—	36,538,871

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## (注 記 事 項)

### 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デ リ バ テ ィ ブ……………時価法

##### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料及び仕掛品…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯 蔵 品……………最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な科目の耐用年数は、建物が5～50年、構築物が2～50年、機械及び装置が2～17年であります。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、定期借地権については賃借期間に応じて均等償却しております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

ただし、当事業年度末においては年金資産が退職給付債務を超過しているため、投資その他の資産の「その他」に前払年金費用110,151千円を含めて計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

- ・未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の設定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の投資その他の資産の「その他」に含まれます前払年金費用が56,103千円、利益剰余金が35,906千円それぞれ減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## (貸借対照表に関する注記)

### 1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2,589,702千円
短期金銭債務	29,223

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

建物	8,008,040千円
構築物	1,264,231
機械及び装置	5,218,464
車両運搬具	259,889
工具器具備品	285,597
合 計	15,036,223

## (損益計算書に関する注記)

### 関係会社との取引高

売上高	7,611,161千円
営業費用	243,575
営業取引以外の取引高(収入分)	447,652
営業取引以外の取引高(支出分)	5

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 4,070,346株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因

①流動資産

(繰延税金資産)

家賃補填金	58,746千円
賞与引当金	55,510
未払事業税	32,458
その他の	12,857
繰延税金資産合計	159,573千円
繰延税金資産の純額	159,573千円

②固定負債

(繰延税金資産)

減損損失	1,426,351千円
役員退職慰労引当金	73,112
家賃補填金	66,470
その他の	13,163
繰延税金資産小計	1,579,098千円
評価性引当額	△1,505,015千円
繰延税金資産合計	74,082千円

(繰延税金負債)

土地圧縮積立金	△261,709千円
その他有価証券評価差額金	△214,784
前払年金費用	△35,248
繰延税金負債合計	△511,742千円
繰延税金負債の純額	△437,659千円



(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権 等の所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	中日本 肥料㈱	名古屋 市中村 区	36,500	肥料の 製造販売	直接 100	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売 (注) 1	1,957,677	売掛金	491,710
							販売手数料の受 取(注) 2	63,110	未収入金	16,446
							事務所の賃貸 (注) 3	360	—	—
子会社	新東化 学工業 ㈱	千葉県 市原市	11,000	肥料の 製造販売	直接 100	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売 (注) 1	1,441,525	売掛金	327,237
							販売手数料の受 取(注) 2	101,167	未収入金	24,416
							事務所の賃貸 (注) 3	360	—	—
子会社	北海道 肥料㈱	北海道 室蘭市	310,000	肥料の 製造販売	直接 100	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売 (注) 1	1,682,173	売掛金	950,311
子会社	明京商 事㈱	東京都 千代田 区	60,000	肥料、 化学品の 輸入販売	直接 100	資金の援助 役員の兼任	事務所及び倉庫 の賃貸 (注) 3	7,302	—	—
							資金の貸付 (注) 4	450,000	短期貸付金	100,000
							貸付金の返済	450,000	—	—
							利息の受取	4,273	未収入金	132

(注) 1. 当社製品の販売については、一般取引先との取引価格及び当社の予定原価を勘案して販売価格を決定しております。

2. 販売手数料の受取については、子会社の販売実績に応じて一定割合の販売手数料を受け取っております。

3. 事務所及び倉庫の賃貸については、市場の取引価格を勘案のうえ決定しております。

4. 資金の貸付金利は、市場金利を参考に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,453円91銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 65円01銭    |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成27年11月11日

日東エフシー株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 瀧 沢 宏 光 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 克 彦 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日東エフシー株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日東エフシー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成27年11月11日

日東エフシー株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 瀧 沢 宏 光 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加 藤 克 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日東エフシー株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月12日

日東エフシー株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

佐藤 秀夫 ㊟

社外監査役

林 茂彦 ㊟

監査役

森川 利政 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図り、経営の健全性と透明性をさらに向上させることを目的とし、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い新たに創設された監査等委員会設置会社への移行及び責任限定契約を締結することができる役員等の範囲の変更について、所要の変更を行うものであります。なお、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（変更部分には下線を付しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条～第17条（条文省略）</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 (新設)</p> <p>___ (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>第5条～第17条（現行通り）</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く</u>）は、<u>12名以内とする。</u></p> <p><u>(2) 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 <u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>(2) (現行通り)</u></p> <p><u>(3) (現行通り)</u></p> <p><u>(4) 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(5) <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(2) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(3) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第21条～第22条（条文省略） （取締役の報酬等）</p> <p>第23条 当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第24条（条文省略） （取締役会の招集）</p>	<p>第21条～第22条（現行通り） （取締役の報酬等）</p> <p>第23条 当社の取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議により定める。</p> <p>第24条（現行通り） （取締役会の招集）</p>
<p>第25条 当社の取締役会の招集通知は、<u>取締役及び監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) <u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催できる。</u></p> <p>第26条（条文省略） （取締役会の決議の省略）</p>	<p>第25条 当社の取締役会の招集通知は、<u>取締役</u>に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) <u>取締役全員の同意がある場合は、招集の手続を経ずに取締役会を開催できる。</u></p> <p>第26条（現行通り） （取締役会の決議の省略）</p>
<p>第27条 当社は、取締役会の決議事項について、<u>取締役全員が書面又は電磁的記録により同意し、監査役がこれに異議を述べないときは</u>、当該事項について取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(新設)</p>	<p>第27条 当社は、取締役会の決議事項について、<u>取締役全員が書面又は電磁的記録により同意した場合は</u>、当該事項について取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の取締役への委任</u>)</p> <p>第28条 当社の取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任)</p> <p>第30条 当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 (監査役の任期)</p> <p>第31条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (2) 補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の残任期間と同一とする。 (常勤監査役)</p> <p>第32条 当社の監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。 (監査役の報酬等)</p> <p>第33条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。 (監査役会の招集)</p> <p>第34条 当社の監査役会の招集通知は、監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 (2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに監査役会を開催できる。 (監査役会規程)</p> <p>第35条 当社の監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>



現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(監査等委員会の招集)
	第30条 当会社の監査等委員会の招集通知は、監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。
(新設)	(2) 監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続を経ずに監査等委員会を開催できる。
	(監査等委員会規程)
	第31条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第36条～第39条 (条文省略)	第32条～第35条 (現行通り)

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役9名全員が本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いします。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	わたなべ かなめ 渡 邊 要 (昭和24年2月25日生)	昭和48年8月 当社入社 昭和57年11月 当社関東東北事業部長 昭和57年11月 当社取締役 昭和60年11月 当社常務取締役 昭和61年12月 当社専務取締役 平成元年12月 当社取締役副社長 平成3年9月 丸菱肥料株式会社 代表取締役（現任） 平成3年9月 新東化学工業株式会社 代表取締役（現任） 平成5年12月 中日本肥料株式会社 代表取締役（現任） 平成5年12月 当社代表取締役社長（現任） 平成15年6月 明京商事株式会社 代表取締役（現任）	849,172株
2	みずたに いさむ 水 谷 勇 (昭和29年10月17日生)	昭和53年6月 当社入社 平成13年9月 当社不動産事業部長（現任） 平成19年11月 日東運輸倉庫株式会社 代表取締役（現任） 平成19年12月 当社取締役 平成23年12月 当社常務取締役（現任）	6,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
3	ごとう 藤 浩 (昭和33年4月6日生)	平成5年5月 当社入社 平成17年9月 当社研究開発部次長 平成19年12月 当社取締役 平成19年12月 当社研究開発部長 平成23年12月 当社常務取締役(現任) 平成23年12月 当社製造本部長兼 研究開発部長 平成26年12月 当社製造本部長(現任)	13,000株
4	たけだ 武 田 聡 (昭和36年7月23日生)	平成10年4月 当社入社 平成12年8月 当社経理部次長 平成22年12月 当社取締役(現任) 平成22年12月 当社経理部長(現任)	4,000株
5	くらち やすまさ 倉 知 保 政 (昭和33年10月22日生)	昭和56年4月 当社入社 平成10年9月 当社総務部人事課長 平成12年8月 当社総務部次長 平成24年12月 当社取締役(現任) 平成24年12月 当社総務本部長 平成26年12月 当社総務部長(現任)	5,200株
6	かわべ のりゆき 川 邊 宣 文 (昭和39年11月24日生)	昭和62年4月 三菱商事株式会社入社 平成24年8月 当社入社 平成24年8月 当社執行役員 平成24年8月 当社社長室長 平成24年12月 当社取締役(現任) 平成26年2月 当社関東北事業部長兼 千葉支店長(現任)	3,700株
7	※ わたなべ ひろふみ 渡 邊 浩 史 (昭和56年12月23日生)	平成18年5月 当社入社 平成24年3月 当社千葉支店次長 平成27年4月 当社営業本部次長(現任)	705,375株
8	※ ごとう 後 藤 正 幸 (昭和43年3月9日生)	平成5年4月 当社入社 平成20年2月 当社企画室長 平成21年10月 当社経営企画部長(現任)	1,500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. ※印は、新任の候補者であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いします。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	※ (社外取締役候補者) さとう ひでお 佐藤 秀夫 (昭和24年4月20日生)	昭和47年4月 株式会社名古屋相互銀行(現株式会社名古屋銀行) 入行 平成4年2月 同行一宮西支店長 平成12年1月 同行豊橋支店長 平成16年6月 名古屋ビジネスサービス株式会社取締役本部長 平成21年12月 当社常勤監査役(現任)	1,000株
2	※ もりかわ としまさ 森川 利政 (昭和19年4月17日生)	昭和42年4月 当社入社 平成6年12月 当社取締役 平成15年12月 当社常務取締役 平成19年12月 当社常務取締役退任 平成23年12月 当社監査役(現任)	37,000株
3	※ (社外取締役候補者) いとう あきお 伊藤 彰夫 (昭和42年5月23日生)	平成8年4月 株式会社アタックス入社 平成13年7月 公認会計士・税理士登録 平成14年4月 アタックス税理士法人社員国際部部长(現任) 平成16年6月 協同乳業株式会社監査役 平成26年12月 当社取締役(現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. ※印は、新任の候補者であります。

3. 佐藤秀夫氏及び伊藤彰夫氏は、社外取締役候補者であります。佐藤秀夫氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員(社外監査役)として届け出ておりますが、選任をご承認いただいた場合、改めて両証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として指定する予定であります。伊藤彰夫氏の選任をご承認いただいた場合、引き続き、両証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として指定する予定であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。

(1) 佐藤秀夫氏につきましては、長年にわたる金融機関での業務経験を有しており、企業財務に関する知見を当社の監査に反映していただくため、社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

(2) 伊藤彰夫氏につきましては、公認会計士・税理士として、多くの企業に対し資本政策、事業戦略、M&A等の各ニーズに対応したコンサルティングに数多く従事されてきました。またアタックス税理士法人にて国際部部长を務め国際税務にも深い知識を持っておられます。同氏のその経歴を通じて培われた豊富な経験と高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、候補者いたしました。

なお、同氏は、平成26年12月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

5. 佐藤秀夫氏、森川利政氏及び伊藤彰夫氏の選任をご承認いただいた場合、当社と各氏は会社法第427条第1項の規定により、責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の概要は、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を負担の限度額とするというものであります。

#### 第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて補欠監査等委員である取締役1名の選任をお願いします。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
しばた きよやす 柴田 清康 (昭和23年12月11日生)	昭和47年4月 柴田公認会計士事務所入所 平成2年3月 柴田清康税理士事務所開業（現任）	一株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 柴田清康氏は補欠の社外取締役候補者であります。

3. 補欠の社外監査等委員である取締役候補者の選任理由は以下のとおりであります。

柴田清康氏につきましては、税理士としての企業会計に関する専門的知見を当社の監査に反映していただくため、補欠の社外監査等委員である取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。当社の取締役の報酬額は平成19年12月21日開催の第56回定時株主総会において年額240,000千円以内と決議いただいておりますが、あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額200,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は9名ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名となる予定であります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、年額24,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役は3名となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとしたします。

## 第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって退任されます取締役脇田定彦氏及び寺嶋隆氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の規準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
脇田定彦	平成19年12月 当社取締役（現任）
寺嶋隆	平成22年12月 当社取締役（現任）

## 第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって退任されます監査役林茂彦氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の規準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、監査等委員である取締役の協議にご一願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
林茂彦	平成13年12月 当社常勤監査役 平成19年12月 当社監査役（現任）

以上

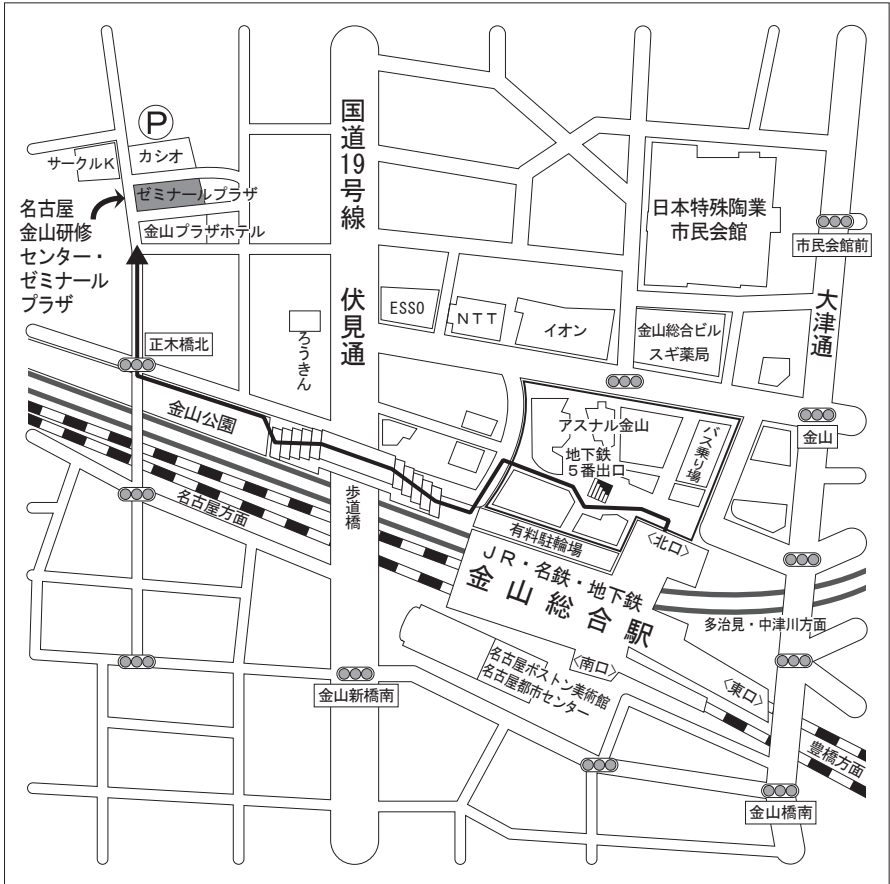


## 会場ご案内図

〒460-0024 名古屋市中区正木三丁目7番15号  
金山プラザホテル (名古屋金山研修センター・ゼミナールプラザ4階会議室)  
電話 (052) 331-6411

交通機関 JR東海・名古屋鉄道・地下鉄「金山総合駅」北口を左へ  
アスナル金山(複合商業施設)内を通り、伏見通(国道19号線)  
歩道橋を経て西へ200m(徒歩約7分)

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い  
申し上げます。(下図の → 線に沿ってお越しください)



ホームページアドレス  
<http://www.nittofc.co.jp/>